

群馬県林業労働力の確保の 促進に関する基本計画（第6期）

第1 基本計画策定の趣旨

国では、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法」という。）を制定し、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置、並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じている。

また、これらを積極的に進めるため、国として、政策の基本的な方向を明らかにしておく必要があることから、「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」が定められている。

県では、この国の基本方針に即し、「新・群馬県総合計画」や県の森林・林業施策の最上位計画である「群馬県森林・林業基本計画（2021-2030）」（以下「森林・林業基本計画」という。）を踏まえ、本県の実情に応じた事業主の雇用管理の改善及び事業の合理化のあり方、施策の方向等を明らかにするため、法第4条に基づく「群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、林業労働力の確保と育成を推進するものである。

計画の位置づけ

【国】（農林水産大臣） （厚生労働大臣）

林業労働力の確保の促進に関する法律

林業労働力の確保に関する基本方針（法第3条）

- ・林業における経営及び雇用の動向に関する事項
- ・林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向
- ・事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項
- ・その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

【県】

新・群馬県総合計画

群馬県森林・林業基本計画 2021～2030

群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画（法第4条）

- 林業における経営及び雇用の動向に関する事項
- 林業労働力の確保の促進に関する方針
- 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するため措置に関する事項
- 新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項
- 事業主の認定に関する事項
- その他林業労働力の確保の促進に関する事項（林業労働力確保支援センター等）